

青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項の規定に基づく職員の意に反する休職の事由並びに法第二十八条第三項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関して、必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究に従事する場合
- 二 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合
(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第三条 法第二十八条第一項第一号の規定により職員を降任し、又は免職することのできる場合は、勤務成績評定表その他勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務成績が不良なことが明らかなる場合とする。

第四条 法第二十八条第一項第二号の規定により職員を降任し、若しくは免職することのできる場合又は同条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職することのできる場合は、任命権者の定める医師二人によって職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された場合とする。

第五条 法第二十八条第一項第三号の規定により職員を降任し、又は免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合に限るものとする。

(降任、免職及び休職の手續)

第六条 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第七条 法第二十八条第二項第一号の規定による休職の期間は、休職を要する程度に応じ、第二条各号に規定する休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。

2 前項の規定により定めた休職の期間が三年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き三年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

第八条 法第二十八条第二項第二号の規定による休職の期間は、その刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第九条 いかなる休職も、休職の事由が消滅したときにおいては、当該職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り速やかにその職員を復職させなければならない。

2 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする。

第十条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、その期間中条例で別段の定めをしない限り何らの給与を受けてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。